

「棚田活用プログラム」の公募について（1）

○目的

- ・「郷の棚田」は、元々の棚田地形であったところ造成し、12面の小さな棚田を整備したものである。
- ・泉佐野丘陵緑地への関わり方の1つとして、この棚田を活用した企画（以下：棚田活用プログラム）を利用者から受入れ、「郷の棚田」を公園の顔として四季を通じ美しい景観を創出するとともに、利用者の活動、自己実現の場として、また環境教育や地域連携の場として役立てていく。

○基本的な考え方

- ・公園内で行われる「持込み型プログラム」の1つとして、企画内容については、当面は全て運営審議会に諮る。
- ・実績を考慮し、定型化の図れるものについては、将来的には、事務局にて運用していく。
- ・ただし、結果は運営審議会にて検証を行い、新たなルールづくりに反映させていく。
- ・受入れ基準も、前述の持込み型プログラムと同様。
- ・「府営公園におけるボランティアとの協働に関する要綱」に基づき、大阪府と協働して棚田で活動するボランティアとして覚書を締結する。

○今後の対応

（方針）

- ・H27年4月からの「棚田活用プログラム」実施に向け、H27年2月からの公募を予定。

（公募区域）

- ・中地区の郷の棚田12面。

（公募方法）

- ・パークセンター、園内案内板への掲示、ホームページにてPR、公報・タウン誌掲載など。

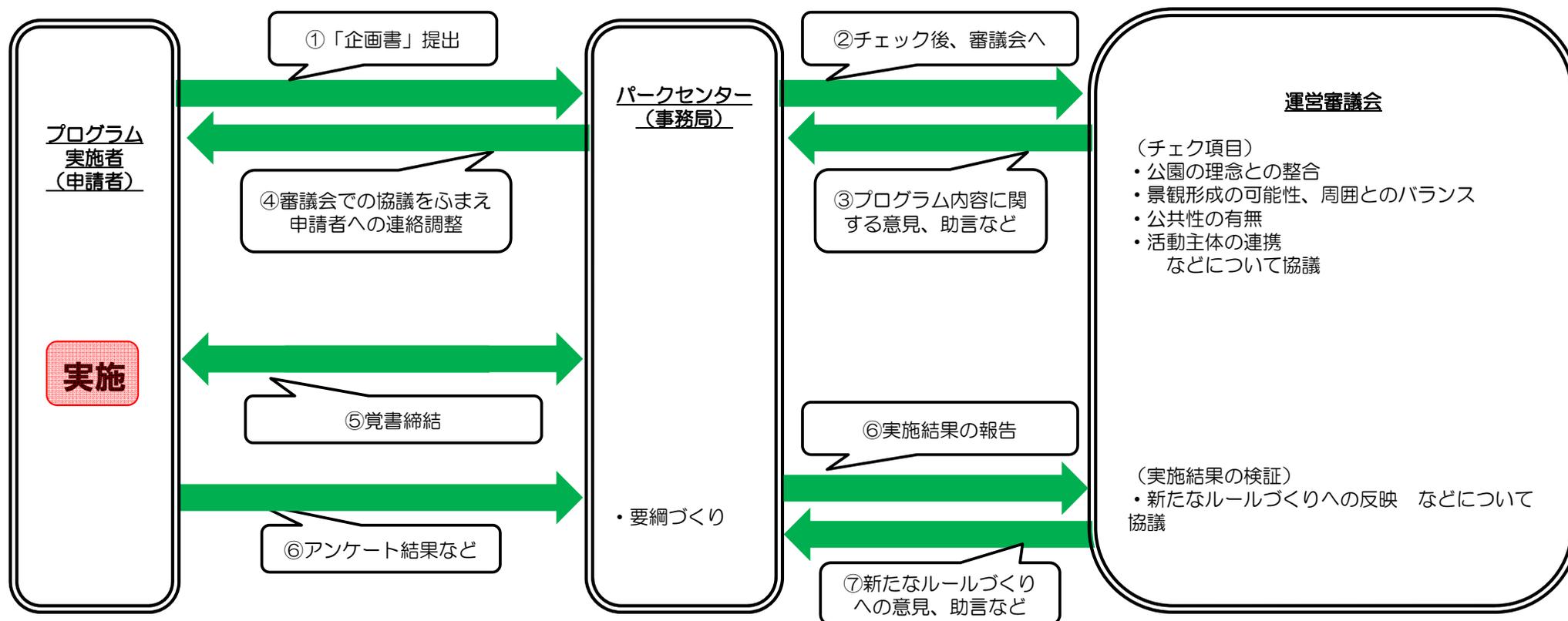
○利用ルール骨子

- ・1グループ1面を基準とするが、企画内容によって複数面の利用も可。
- ・期間は1グループ最長1年を原則とする。年度またがりの利用も可。
- ・当面使用料は無料。
- ・栽培したものを個人的な消費、販売や譲渡などに使用してならない。
- ・灌水用の水の提供及び、大阪府の道具の貸与等の支援を受けることができる。
- ・野菜、イモ類の栽培だけが目的のものは原則不可。

「棚田活用プログラム」の公募について（2）

（実施までの流れ）

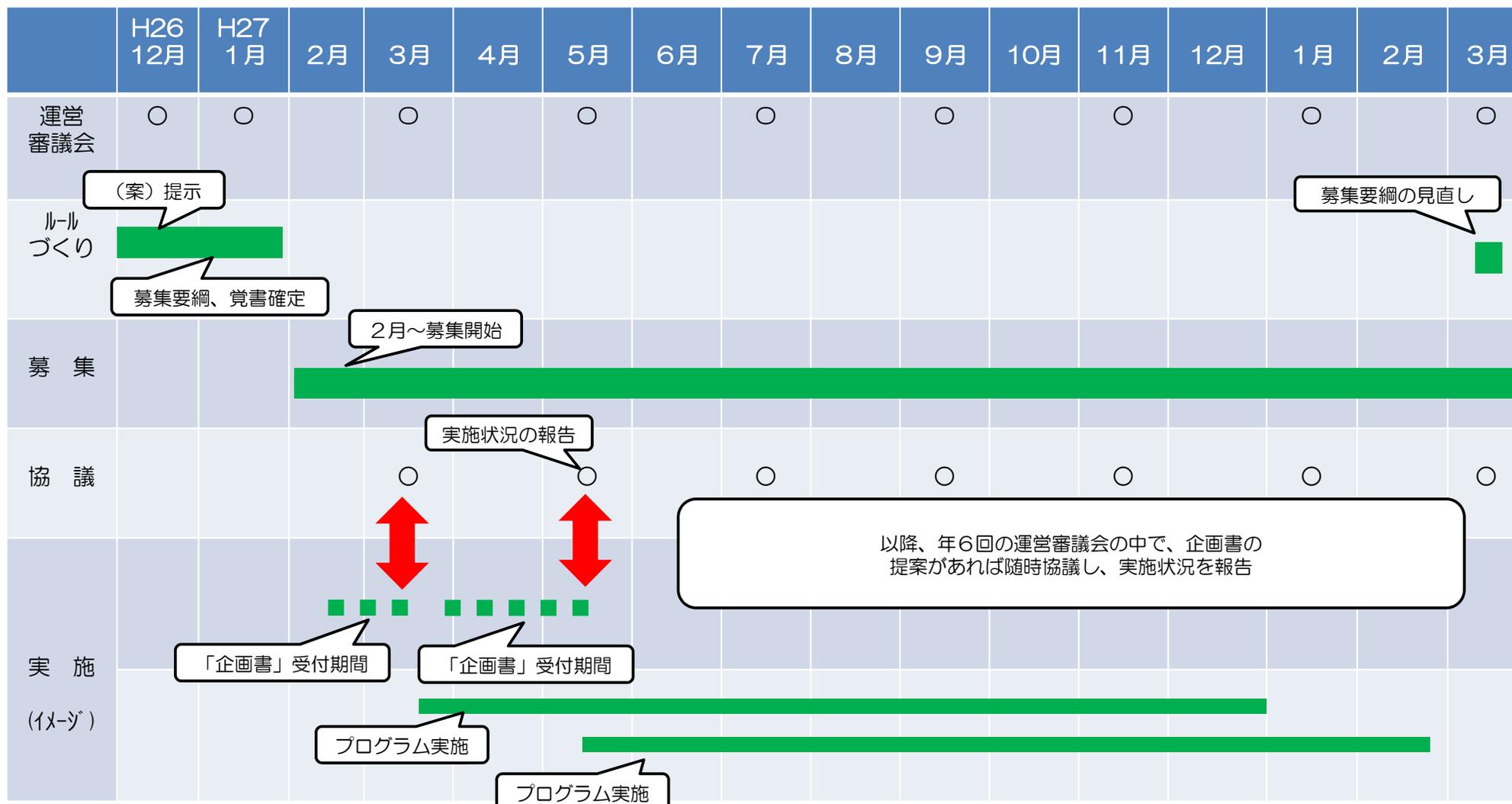
- ①申請者は、「企画書」をパークセンター（以下：事務局）へ提出する。
- ②事務局は、「企画書」の事前チェックを行い、運営審議会へ提出する。
- ③運営審議会では、内容について協議いただく。
- ④事務局は、運営審議会での協議結果により、「承認」「条件付して承認」「不承認」を判断し、申請者に連絡および調整を行う。
- ⑤実施に至る場合は、申請者は必要な事務手続きを行う。
（「府営公園におけるボランティアとの協働に関する要綱」に基づき、大阪府と協働して棚田で活動するボランティアとして覚書を締結するものとする）
- ⑥事務局は、プログラム実施後の「来園者アンケート」など「実施状況」を運営審議会に報告し、検証を行う。
- ⑦事務局は、運営審議会での協議を経て、新たなルールづくりへ反映する。



「棚田活用プログラム」の公募について（3）

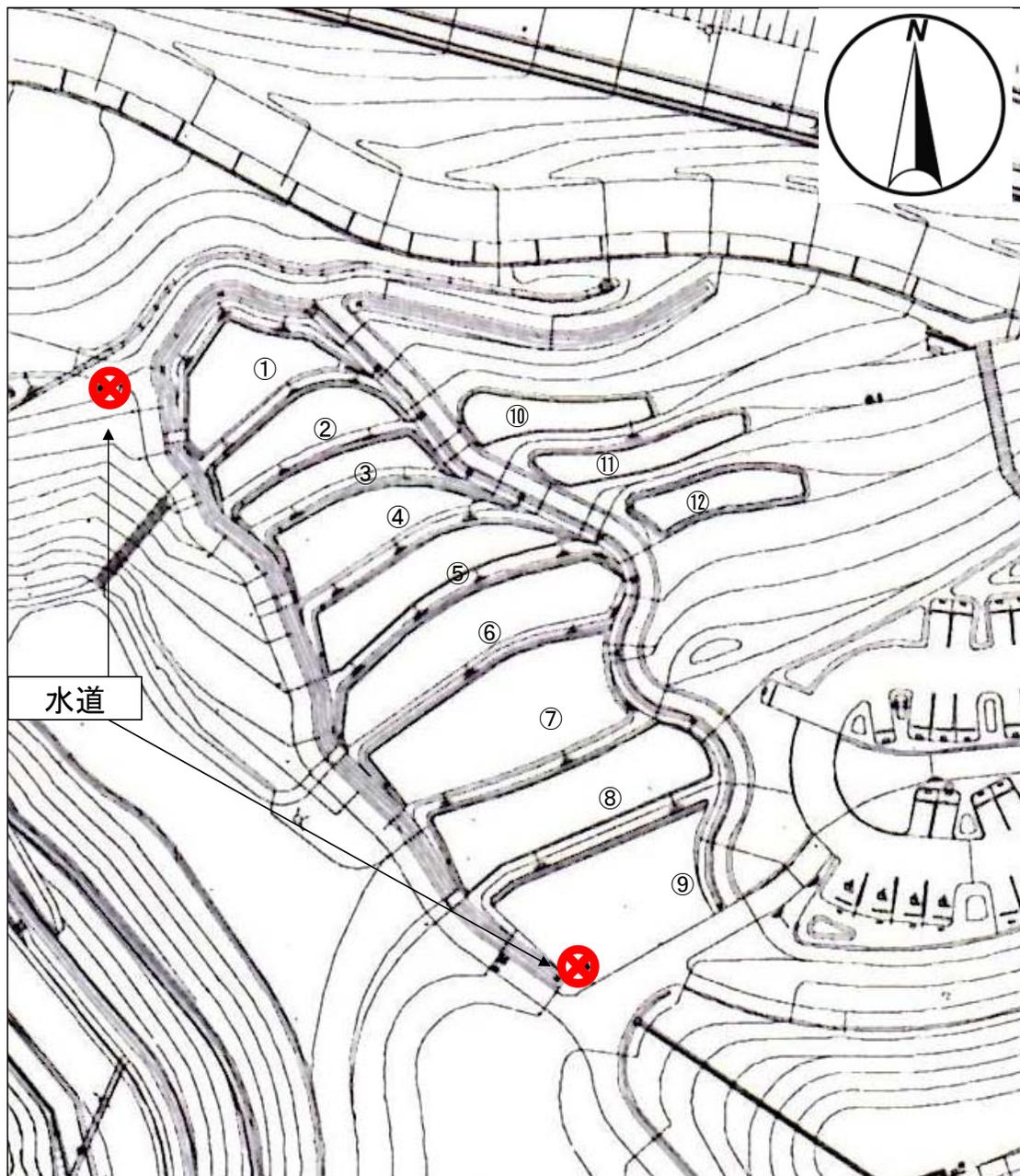
（今後のスケジュール）

- 次回の運営審議会にて、公募条件、覚書内容等について協議いただく。
- H27年2月～公募開始
- H27年3月の運営審議会より、「企画書」の提出があった段階で、協議開始。



「棚田活用プログラム」の公募について（4）

○棚田概要



棚田の面積

(全12面)

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| ① | 143m ² | (約43坪) |
| ② | 104m ² | (約32坪) |
| ③ | 76m ² | (約23坪) |
| ④ | 143m ² | (約43坪) |
| ⑤ | 153m ² | (約46坪) |
| ⑥ | 216m ² | (約65坪) |
| ⑦ | 302m ² | (約92坪) |
| ⑧ | 297m ² | (約90坪) |
| ⑨ | 287m ² | (約87坪) |
| ⑩ | 91m ² | (約28坪) |
| ⑪ | 68m ² | (約21坪) |
| ⑫ | 70m ² | (約21坪) |